

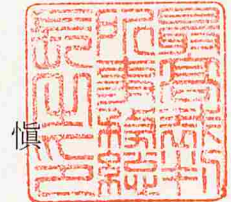
最高裁秘書第1902号

令和3年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月21日付け（同月24日受付，第020809号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
判事補の弁護士職務経験制度に関する取りまとめ（片面で2枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

判事補の弁護士職務経験制度に関する取りまとめ

平成16年6月23日

最高裁判所

日本弁護士連合会

最高裁判所と日本弁護士連合会は、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の成立を受けて、判事補の弁護士職務経験制度の運用について協議した結果、以下のとおり合意した。

1 制度の目的

判事補の弁護士職務経験制度は、判事補が、その経験多様化のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験することを通じて、裁判官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的とする。

2 最高裁判所と日本弁護士連合会の連携・協力

最高裁判所と日本弁護士連合会は、弁護士職務経験制度を実り多いものとするために、できるだけ多数の判事補が主体的かつ積極的に取り組めるよう、密接に連携を図り、その環境・条件の整備に向けて協力するとともに、弁護士職務経験制度の適正な運用を確保していくものとする。

3 受入事務所の決定に関する最高裁判所と日本弁護士連合会の基本的な役割

日本弁護士連合会は、上記1の制度の目的にかなう、十分な数の法律事務所（受入可能事務所）を確保するように努め、受入可能事務所に関する情報を最高裁判所に提供するものとする。

最高裁判所は、上記2の環境・条件の整備状況を踏まえ、できるだけ多数の判事補に弁護士職務経験の機会を提供するとの観点に立って、日本弁護士連合会から提供された上記の情報を判事補に提示してその希望を聴取の上、弁護士職務経験をすることが予定される判事補がその希望する受入可能事務所との間で円滑に雇用契約を締結できるように努めるものとする。

4 弁護士職務経験をjする時期・期間

判事補が弁護士職務経験を開始する時期は、1回目の異動期から2回目の異動期（現在は任官後2年半から5年半）の間を基本とするものとする。

判事補の弁護士職務経験の期間は、2年を原則とし、特に必要がある場合には開始の日から3年を超えない範囲内で延長できるものとする。

5 弁護士職務経験において取り扱う職務の内容

日本弁護士連合会は、受入事務所に対し、弁護士職務経験をする者が主体的かつ積極的に取り組めるようにするため、受入事務所において取り扱う職務の内容ができるだけ幅広いものとなるように配慮を求めるものとする。

6 弁護士職務経験の期間中の勤務条件

日本弁護士連合会は、受入事務所に対し、弁護士職務経験の期間中に受入事務所から支給を受ける給与その他の経済的待遇について、判事補として受けるものと比べ、総体として遜色のない水準になるように配慮を求めるものとする。また、その他の勤務条件についても、労働基準法等の労働関係法令が適用されることを前提に、適切に定められるよう求めるものとする。